

金融機関と連携して企業再生に取り組む方に御利用いただけます。

企業パワーアップ資金

対象となる方

次のすべてに該当する中小企業者を対象としています。

- 1 信用保証対象業種(※1)を営んでいる。
- 2 申込の日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一業種を営んでいる。
(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有しているものについては、県外での実績を含めて同一事業を引き続き1年以上行っていれば良い。)
- 3 必要な許認可等を取得している。
- 4 事業税を滞納していない。
- 5 次のア～ウのすべてに該当し、かつ①～④のいずれかに該当する。
ア 金融機関からの支援が得られており、今後も継続支援が確実である。
イ 経営改善計画の実行が確実であり、償還確実性が認められる。
ウ 経営者が企業の再生に強い意志を持っている。
① 埼玉県中小企業再生支援協議会の支援を受けて経営改善計画を策定した方
② 二期連続経常赤字又は債務超過で、金融機関と連携し経営改善計画を策定した方
③ 二期連続実質赤字(※2)又は実質債務超過(※3)で、金融機関と連携し経営改善計画を策定した方
④ 整理回収機構(RCC)に債権譲渡されており、金融機関と連携し経営改善計画を策定した方
- 6 信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない。
- 7 信用保証協会の保証残高が、保証限度額未満である。
- 8 手形交換所取引停止処分中でない。

※1 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人、非営利団体等は対象となりません。

※2 経常損益は黒字でも、在庫の再評価などにより金融機関が実質的に赤字と判断するものをいいます。

※3 資産を時価評価した場合、金融機関が実質的に債務超過と判断するものをいいます。

融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても御希望に添えない場合もあります。

融 資 条 件

	設備資金	運転資金
限 度 額 (10万円単位)	1億5,000万円	1億5,000万円
	設備・運転併用の場合は、併せて1億5,000万円	
利 率	指定金融機関の所定利率	
期間・償還方法	10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)	10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)
担 保	金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人：原則として不要 法人：法人代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証	付する(保証料 年0.45%~1.59%以内 ただし、経営安定関連保証1~6号利用の場合は年0.80%以内 経営安定関連保証7・8号利用の場合は年0.68%以内)	

設備資金 工場、店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金
運転資金 商品仕入や外注費支払い等に必要な資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- 税金の支払いにあてる資金
- 土地、住宅、乗用車の取得のための資金
- 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金 等

受 付 場 所

下記の指定金融機関で随時受け付けます。
(申込に必要な書類は、受付場所で御確認ください。)

指 定 金 融 機 関

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、群馬銀行、足利銀行、東和銀行、栃木銀行、八十二銀行、筑波銀行、東日本銀行、大光銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫青木信用金庫、飯能信用金庫、東京東信用金庫、亀有信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、巣鴨信用金庫、青梅信用金庫、埼玉信用組合、熊谷商工信用組合

(上記金融機関と取引実績がなくても、申込は可能です。)

問 い 合 わ せ 先

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803、 各指定金融機関



彩の国
埼玉県

